

# インターアクトに関する 国際ロータリー理事会の方針

## 41.010. インターアクト

インターアクトは、1962年6月に理事会で採択された国際ロータリーのプログラムである。

「インターアクト方針声明」は以下の通りである。

1. インターアクトプログラムは、国際ロータリーの活動から発展して創設されたものであり、それ自体が国際ロータリーの活動である。組織規定、組織の要件、標準手続を定め、執行する権利、およびインターアクトの名称およびロゴの保護と保存の権利は国際ロータリーが有する。
2. インターアクトクラブは、ロータリークラブの提唱の下、12歳から18歳までの青少年により構成される組織体である。その目的は、奉仕、国際理解、指導力育成に寄与する世界的な友好の精神の中で、相共に活動する機会を提供することである。
3. インターアクトクラブは、一つまたは複数のロータリークラブによって結成、提唱、監督され、ガバナーによって承認された後、国際ロータリーの承認と認定を経て設立される。クラブの存続は、提唱ロータリークラブの不断の後援と国際ロータリーによる継続的認定にかかっている。
  - a) インターアクトクラブは、所在する地区の境界内のロータリークラブのみによって提唱されるものとする。
  - b) インターアクトクラブは、最多で三つのロータリークラブが共同して結成かつ提唱できる。さらに、ガバナーが慎重に考慮した結果、地区と各関係ロータリークラブならびにインターアクトクラブにとって共同提唱が最善策である場合、インターアクトクラブは、ガバナーの承認により、四つ以上のロータリークラブが共同で提唱できる。各提唱ロータリークラブから代表者が送り出されるような合同インターアクト委員会を設置すべきである。
4. 提唱ロータリークラブは、インターアクトクラブを結成し、指導と助言を与える責任を有するとともに、インターアクトクラブのすべての活動、方針、プログラムを全面的に管理、監督する。
5. インターアクトクラブが学校を基盤とする場合、このようなクラブは学校当局が全学生団体ならびに課外活動に関して定めたのと同じ規則と方針に従わなければならないことを了解し

た上で、提唱ロータリークラブは、学校当局の全面的な協力の下に当該インターアクトクラブを管理、監督するものとする。

6. インターアクトクラブのすべての活動、プロジェクト、プログラムは常に国際ロータリーの方針に沿っていなければならない。ロータリークラブがインターアクトクラブを継続して後援し、RIからの認定を受けることが条件となる。
7. クラブのウェブサイトやソーシャルメディアのページなど、すべてのオンライン活動は準拠法および規制に従って運営されるものとする。提唱ロータリークラブは、必要に応じて、インターアクトへの参加の前にインターアクターの両親または法的保護者から書面による同意を得るものとする。
8. 国際ロータリーによって「標準インターアクトクラブ定款」が定められ、国際ロータリー理事会によってのみ改正を行うことができるものとする。クラブの結成と認定の前提条件として、各インターアクトクラブは、「標準インターアクトクラブ定款」を採択し、その後に国際ロータリー理事会により採択されるあらゆる改正を自動的に採用するものとする。
9. 各インターアクトクラブは「標準インターアクトクラブ定款」および国際ロータリーが定めた方針に矛盾しない細則を採択するものとする。この細則は、提唱ロータリークラブの承認を得なければならない。
10. インターアクトクラブの各会員は、入会を認められると同時に、当該インターアクトクラブの定款細則の規定を受諾し、順守することに同意する。
11. 会員が18歳になった、または学校を卒業した（いずれか遅い方の）ロータリー年度の6月30日にインターアクト会員身分が終結するが、学校を基盤とするクラブの場合は、学校当局が定めた規則および方針と矛盾しないようにする。
12. インターアクトプログラムに使用または適用されるインターアクトの名称およびロゴは、国際ロータリーの所有物であり、正式に設立されたインターアクトクラブならびにその適正な会員を含むインターアクトプログラム関係者のみが使用できるものとする。
13. インターアクトクラブ会員は、インターアクトクラブ会員である期間中、適性かつ品位ある方法で、インターアクトの名称およびロゴを使用、表示する権利を有するものとする。インターアクトクラブを退会した場合、または、インターアクトクラブが解散した場合には、直ちにこの権利を失うものとする。
14. インターアクトクラブは、(a) 定款に従って運営されない場合、あるいはその他の理由がある場合に、提唱ロータリークラブの承諾、承認、同意の有無にかかわらず、国際ロータリーにより、または (b) 提唱ロータリークラブにより、または (c) インターアクトクラブ自身の決定により、解散することができる。

15. インターアクトクラブの解散により、クラブならびに会員は、団体としても個人としても名称とロゴに関する一切の権利と特典を失うものとする。
16. 方針として、理事会は、RI以外のいかなる個人または団体も、営利やその他の目的でインターアクトクラブに対して回状を送達する権利を認めない。
17. ガバナーは、地区内でインターアクトプログラムを広報し、新インターアクトクラブの結成を推進し、インターアクトプログラムを運営するに際し、その補佐役として、ロータリアンおよびインターアクターによって構成される地区インターアクト委員会を設置するよう要請されている。地区インターアクト委員会を設置することが可能かつ実用的である場合は、1名ないし数名の委員を再任することにより、委員の継続性を保つよう規定すべきである。ロータリーの地区インターアクト委員会がその任務を遂行する場合に、インターアクトクラブ会員と定期的に協議すべきである。
18. クラブレベルを超えたインターアクトの組織
  - a) 二つまたはそれ以上のインターアクトクラブを有する地区は、その会員の中から地区インターアクト代表1名を選挙することができる。選挙の方法は、選挙に先立ち、地区インターアクト委員会と地区ガバナーによって決定されるものとする。
  - b) 選挙に関するすべての論争は、地区の方針に基づいて、地区インターアクト委員長と相談の上、地区ガバナーにより地区内で解決するものとする。RIは介入しない。
  - c) 地区インターアクト代表は、地区ガバナーと地区インターアクト委員会、もしくは他の適切な地区委員会によって指導と助言を受ける。さらに、特に地区内インターアクトプログラムの拡大と充実について地区内インターアクトクラブに助言し、激励するものとする。また、国際理解の支援におけるプログラムの成果と可能性に焦点を当てるよう援助するものとする。
19. クラブレベルを超えたインターアクトの会合
  - a) 地区インターアクト委員会の指導の下に、同委員会の委員1名ないし数名が同席の上、地区インターアクト大会を開催できる。地区インターアクト代表は、このような大会の手配に際して地区委員会に協力し、可能な場合はこれらの大会の議長を務めるものとする。
  - b) 地区インターアクト大会の目的は、学校および地域社会に対する奉仕についてインターアクトクラブに研修、激励、啓発、感動を与え、国際理解のためにインターアクトが世界で果たし得る役割と実際の成果に焦点を当てることである。
  - c) インターアクト会員によるクラブレベルを超えた会合はすべて、立法の権限を持たず、またそのような権限があるかのように会合を運営、実施してはならないものとする。た

だし、地区レベルあるいはその他のレベルにおけるインターアクトの管理に携わる人に対して有益な助言となりうる意見を表明する機会を設けることは差し支えない。

## 20. インターアクトプログラムの経費のための資金調達

- a) すべての地区インターアクト活動に要する資金は、その地区のインターアクトクラブが調達するものとする。
- b) 国際ロータリーは、インターアクト地区代表、地区インターアクト大会、インターアクトクラブの会合、または複数のインターアクトクラブの合同会合に要する費用を、一切負担しない。
- c) インターアクトクラブまたは複数のインターアクトクラブの会合を開催するために必要な経費は、最小限にとどめるべきであり、かつ、その会合は有意義なプログラムを織り込んだ効果的なものでなければならない。
- d) クラブのプログラム遂行に必要な資金を集めるのはインターアクトクラブの責任である。
- e) インターアクトクラブの提唱ロータリークラブは、インターアクトクラブに、時折、または、臨時の援助以外に資金的援助をすべきではない。
- f) インターアクトクラブは、ロータリークラブまたは他のインターアクトクラブに対して一般的な資金的援助を求めるべきではない。
- g) 提唱ロータリークラブは、インターアクトクラブ用の会計指針を設け、当該国の法律および銀行規制を順守しながら、奉仕プロジェクトを支援するために集められたすべての金銭を含む全資金が適切に管理され、財務の透明性が保たれるようにすべきである。これには、全口座に成人の署名人を設けて監督を行い、インターアクトクラブが解散または終結した場合の資金の支出計画に関する規定を含むものとする。

## 21. 多地区合同インターアクト会合

二つ以上の地区のインターアクトクラブ会員の合同会合は、開催地のガバナーと地区インターアクト委員会の指導の下、開かれるものとする。このような会合は、RI 青少年保護方針に準拠し、関係する地区のガバナーの事前承認を得なければならない。多地区合同インターアクト会合を開催するためのガバナーへの招請状には、以下を添付しなければならない。

- a) 提案されている会合の開催日時、場所、目的、プログラム、参加者に関する情報。
- b) 会合予算の見積書。会合の開催に伴う契約上および金銭上の義務については主催者が一切の責任を負う旨の保証を付すること。
- c) 成人によるインターアクターの監督に関する計画、および適切な宿泊先に関する詳細。

- d) 提案されている会合の計画および実施がロータリアンの直接の監督下に行われることを保証した文書。

主催クラブまたは地区は、多地区合同インターアクト会合のために、開催地において適切な補償額と限度額を備えた賠償責任保険に加入しなければならない。要請があれば、この保険契約を証明する書類を RI または参加地区のガバナーに提出しなければならない。

## 22. インターアクターの旅行保険

クラブと地区が、インターアクトクラブ会員を地元地域外のプログラムや活動に参加するよう招待する場合、自宅から 150 マイル離れた場所、または母国外に旅行するインターアクターには、その両親または保護者が旅行保険を提供するよう義務づけるべきである。この保険は、医療（母国外に旅行する場合）、緊急医療移送、遺体の本国送還、法的賠償責任に適用され、行事を運営するクラブまたは地区が十分と認める額で、インターアクターが自宅を出発する時点から自宅に帰るまでを補償すべきである。

23. 原則として、インターアクトクラブは、他の団体の趣旨の如何にかかわらず、他団体に加盟または合併してはならない

### **41.010.1. インターアクトクラブに対する RI 事務局の支援**

事務総長は、新しいインターアクトクラブの結成を認定し、プログラムの出版物を作成し、年次連絡をすべてのインターアクトクラブ、提唱ロータリークラブ、地区インターアクト委員長へ配布し、世界インターアクト週間を推進し、青少年保護の取り組みを支援する。

### **41.010.2. RI によるインターアクトクラブの認定**

事務総長はインターアクトクラブの認定手続きを行う。認定にあたっては、地区ガバナーの承認が必要条件となる。

### **41.010.3. 公式名簿におけるインターアクトクラブの記号表示**

公式名簿の「Rotary Districts」（ロータリー地区）のセクションに記載されているクラブに、インターアクトを表す (I) の記号が付され、一つ以上のインターアクトクラブを提唱しているクラブがこの記号によって示されるものとする。